

志布志市結婚新生活支援事業補助金

志布志市では結婚等に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯等に対し、新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）を支援していますので、ぜひご活用ください。

補助対象世帯

※下記要件を全て満たす方が対象です。

チェック欄	対象要件
☐	令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦または宣誓書を受理されたパートナーシップ
☐	婚姻等を機に、新たに志布志市内で住宅を購入又は賃借していること
☐	婚姻日等の日において、夫婦ともに満39歳以下であること
☐	世帯の所得が500万円未満であること ※ 貸与型奨学金の返済を行っている方は、所得証明書が示す期間中に返済した額を所得から控除できます
☐	本市に5年以上居住する意思があること
☐	夫婦等のいずれもが市税等を滞納していないこと
☐	夫婦等のいずれもが暴力団員等でないこと
☐	他の公的制度による家賃補助等を受けていない世帯であること
☐	夫婦等のいずれもが過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと

補助対象経費

結婚を機に令和7年4月1日から令和8年3月31日までに発生し、支払った次の費用が補助の対象になります。

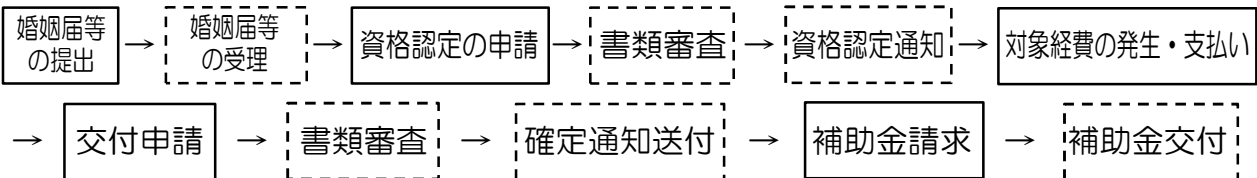
- 〔住居費〕住宅賃借料（最大6か月分まで）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
住宅購入費、住宅リフォーム費
〔引越費用〕引越し業者又は運送業者へ支払った費用

補助金額

夫婦共に29歳以下の場合 補助上限額 60万円

夫婦共に30歳以上39歳以下の場合 補助上限額 30万円

申請の流れ（申請者 市）



提出書類一覧

補助対象世帯資格認定時必要書類

チェック欄	書類名
☐	結婚新生活支援事業補助対象世帯資格認定申請書（様式第1号）
☐	婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本（若しくはパートナーシップ宣誓書受領証）
☐	世帯全員の住民票
☐	夫婦等ともの所得証明書
☐	市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第2号）
☐	【奨学金を返済中で、所得が500万円以上だが奨学金返済額を控除すると500万円未満になる場合】 貸与型奨学金の返済額が分かる書類

補助金交付申請時必要書類

チェック欄	書類名
☐	結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第4号）
☐	定住に関する誓約書（様式第6号）
☐	【住宅を賃借している場合】 ・住宅の賃貸借契約書の写し ・領収書の写しなど賃借料の支払いが確認できる書類
☐	【新たに住宅を購入された場合】 ・住宅の売買契約書又は建築請負契約書の写し ・領収書の写し
☐	【住宅をリフォームされた場合】 ・工事請負契約書等の写し ・領収書の写し
☐	引越し費用に係る領収書の写し
☐	【会社にお勤めで住宅を賃借している場合】 住宅手当支給証明書（様式第5号） ※夫婦等ともに勤めている場合は夫婦等それぞれ必要
☐	アンケート

問合せ先

志布志市 総合政策課 地域政策グループ 472-1111（内線443・444）